

マイナンバー制度はじまります



平成27年10月5日、住民基本台帳に登録されている全ての人に対してマイナンバー（個人番号）が付番され、マイナンバー制度が始まります。

みなさまのマイナンバーは、通知カードにてお届けします。なお、通知カードは10月中旬から順次発送され、11月下旬までに全町民へのお届けを完了する予定です。内容をご確認の上、大切に保管してください。

※地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から簡易書留にてお届けします。



個人番号カードについて

マイナンバー制度には通知カードの他にもう一つ、**希望者だけに交付される「個人番号カード」**があります。

個人番号カードの特徴

- ① 氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報に加えて顔写真を掲載し、公的な身分証として利用可能。
⇒マイナンバーを利用する際の番号提示と本人確認が、個人番号カード一枚で完了します。（通知カードの場合は、他に本人確認として運転免許証などの提示が必要となります）
- ② 公的個人認証サービスの電子証明書の記録媒体として利用可能。（注1 イータックス エルタックス）
⇒ 公的個人認証を利用してe-tax、eLTAXなどの各種手続きのオンライン申請が可能。また、個人番号カードの電子証明書は民間サービスでの利用もできるようになる見込みです。
- ③ その他にもICチップを利用したサービス機能が提供される見込みです。
- ④ 有効期限があります。（20歳以上は発行した日から10回目の誕生日まで、20歳未満は5回目の誕生日までです）

注1）住民基本台帳カードを利用した公的個人認証について、平成27年12月23日以降の「新規発行」、「証明書の更新」ができなくなります。ただし、転居・個人番号カードの交付を受けるなどで失効する場合を除いて、公的個人認証を証明書の有効期限まで利用することは可能です。

個人番号カード(表/裏)



【詐欺にご注意を】 マイナンバー制度に関連して電話・訪問などで個人番号、氏名などの個人情報をお伺いすることはありません。また、個人番号を消します・発行手数料など、さまざまな理由で支払いなどを願うことはありません。不審な電話などがありましたら、コールセンターまでご相談ください。

個人番号カードの発行

個人番号カードは通知カードと違い、**希望者のみに交付されます**。初回の交付手数料は無料です。

申請と交付の方法はいくつかありますが、本町は、交付時来庁方式となります。

交付時来庁方式の大まかな流れは次のとおりです。

- ① 自宅などで交付申請書を作成
↓（申請書は通知カードと一緒に届きます）
- ② 地方公共団体情報システム機構に申請書を送付
↓（役場町民課での申請はできません）
- ③ 西原町役場からカード交付通知書が届きます
↓（平成28年2月以降を予定しています）
- ④ 交付通知書に記載された場所にて個人番号カードの受領

※交付通知書、運転免許証などの本人確認書類、通知カード、住基カード（お持ちの方のみ注2）をお持ちください。
※指定の場所で本人確認を受け、個人番号カードのパスワードなどを設定する必要があります。
※受取期限があります。

※①と②の申請書作成と送付は、スマートフォンなどからインターネットを経由して行う方法もあります。

具体的な記入・申請方法等は、通知カードと一緒に届く説明パンフレットにてご確認ください。

注2）通知カードは個人番号カードの発行時に返納していただく必要があります。また、住基カードをお持ちの方は住基カードも返納していただく必要があります。

※住基カードの発行は平成27年12月末にて終了します。なお、有効期限まで住基カードとしては利用できます。



お問い合わせ

マイナンバーコールセンター
☎0570-20-0178（平日9:30～17:30）

平成26年度

健全化判断比率等の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。その法律では、市町村の財政の状態を判断する四つの指標（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します）及び公営企業（水道・下水道事業など）の経営状況を示す指標（※以下「資金不足比率」と表します）が定められ、各市町村は毎年その指標を公表す

ることになりました。

平成26年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率及び資金不足比率は黒字となりました。③実質公債費比率は8.8%、④将来負担比率は92.4%で、いずれも早期健全化基準（※用語解説を参照）を下回りました。しかし、本町の財政状況が厳しいことには変わりはなく、引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営に取り組んでいきます。

【健全化判断比率】

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	14.32%	20.0%
② 連結実質赤字比率	—	19.32%	30.0%
③ 実質公債費比率	8.8%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	92.4%	350.0%	

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

【資金不足比率】

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0%	資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし
土地区画整理事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

用語解説

早期健全化基準

基準を超えた場合は「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

財政再生基準

基準を超えた場合は「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

経営健全化基準

基準を超えた場合は「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率

一般会計が負担する借入金の返済額の標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。

将来負担比率

現時点での借入金の残高をはじめ、退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率です。

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模（営業収入）に対する比率です。

標準財政規模

地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。

○この記事に関する情報は、町ホームページでも公表しておりますので、ご覧ください。

昨年度の状況や対象となる各会計のイメージ図も掲載しています。

〔トップページ→西原町役場のご案内→財政→西原町健全化判断比率等の公表→平成26年度〕

お問い合わせ 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533